

議 第 二 号

栃木県議会図書室条例等の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び栃木県議会会議規則第十五条第一項の規定により提出します。

平成二十年九月十八日

提出者 栃木県議会議員

同	同	同	同	同	同	同
高	山	津	保	一	岩	神
橋	口	井	母	木	崎	谷
修	恒	富	欽	弘		幸
			一			
司	夫	雄	郎	司	信	伸

栃木県議会議長 石坂真一様

同	同	同	同
木	野	増	早
村	村	渕	川
好	壽	三	尚
		津	
文	彦	男	秀

栃木県条例第 号

栃木県議会図書室条例等の一部を改正する条例

(栃木県議会図書室条例の一部改正)

第一条 栃木県議会図書室条例(昭和二十四年栃木県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第百条第十七項」を「第百条第十八項」に改める。

(栃木県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第二条 栃木県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

栃木県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

第一条(見出しを含む。)中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第二条の見出しを「議長及び副議長の議員報酬の支給の始期等」に改め、同条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第三条の見出し中「報酬」を「議員報酬の支給」に改め、同条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第四条から第六条までの規定中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第十条中「外、報酬」を「ほか、議員報酬」に改める。

（栃木県政務調査費の交付に関する条例の一部改正）

第三条 栃木県政務調査費の交付に関する条例（平成十三年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百条第十三項及び第十四項」を「第百条第十四項及び第十五項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。